

沼津市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 沼津市勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	市内に自ら居住するための専用住宅を新築、増改築、購入又は居住するための土地を購入する方で、給与所得勤労者の方
融資限度額	1,000万円
融資利率等	年0.5%利子補給（当初10年間）
申込窓口	労働金庫沼津支店 Tel 055-926-5515
問合せ先	産業振興部 商工振興課 Tel 055-934-4749

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 沼津市若者世帯定住支援奨励金交付制度 リフォームにも利用可

利用の条件	住宅の取得等と併せ市内に転入した、どちらかが40歳未満の夫婦世帯若しくは40歳未満で中学生以下の子がいる父子・母子世帯
補助額等	①住宅取得等 県外から110万円 県内中西部から60万円 県内東部地域から10万円 これに中学生以下の子の数に応じて最大30万円、親との同居若しくは近居の場合10万円を加算した額を奨励金として交付する。 ②リフォーム 60万円以上のリフォームを実施し、転入かつ親と同居した場合 30万円の奨励金を交付する。
問合せ先	企画部 政策企画課 Tel 055-934-4813

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に自ら居住する（申請年度内に居住を予定する）住宅において、補助対象となる機器を設置する方及びリフォームをする方 市税を完納している方 設置前に申請が必要
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システム（出力1kW当たり5,000円補助、限度額20,000円） 自然循環型太陽熱温水器（定額20,000円） 強制循環型太陽熱利用システム（定額20,000円） 家庭用燃料電池（エネファーム）（定額80,000円） 定置用リチウムイオン蓄電池（定額50,000円） 30㎡以上の床・壁・天井の断熱（10㎡当たり10,000円、限度額60,000円） 0.8㎡以上の窓の断熱（0.8㎡当たり5,000円、限度額20,000円） 高断熱浴槽（定額20,000円） 高効率給湯器（定額10,000円）
問合せ先	生活環境部 環境政策課 Tel 055-934-4741

◎ 沼津市雨水浸透・貯留施設設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 対象区域にお住まいの方、これからお住まいになる方で、雨水浸透・貯留施設を設置する方 市税を完納している方 設置前に申請が必要 その他の詳細は下記の間合せ先へ
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透施設は、構造により1基につき限度額5万円～10万円 雨水貯留施設は、合計容量200リットル以上のもので限度額3万円
問合せ先	建設部 河川課 TEL 055-934-4786

◎ 浄化槽設置費補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道計画区域外において、専用住宅に浄化槽を設置する方 浄化槽の人槽算定は日本工業規格（JIS A 3302-2000）によること。
補助額等	補助額については設置する浄化槽の内容によるほか、事前の協議を必要としますので下記の間い合わせ先へ
問合せ先	生活環境部クリーンセンター管理課 TEL 055-933-0711

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 沼津市居宅介護（介護予防）住宅改修事業

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	介護保険の住宅改修の支給限度基準額20万円に10万円を上乗せ
問合せ先	市民福祉部 介護保険課 TEL 055-934-4874

◎ 沼津市日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 下肢、体幹機能障害、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有するもので3級以上（特殊便器への取替は上肢機能障害）又は視覚障害2級以上、若しくは難病患者で下肢又は体幹機能障害のあると医師が認めるもの 厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類に該当すること 市内に住所地を有しており、その住所地に在宅で生活している方 改修前に申請が必要
補助額等	費用の9割（基準額20万円） ※課税状況により、補助額拡大
問合せ先	市民福祉部 障害福祉課 TEL 055-934-4829

◎ 沼津市家具転倒防止事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 満65歳以上の人のみで構成された世帯 満65歳以上及び満18歳未満の人のみで構成された世帯 障害のある人（障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、障害厚生・基礎年金の受給者、要介護・要支援の認定者、特定医療費受給者又は特定疾患医療受給者）がいる世帯 母子家庭世帯（母親及び満18歳未満の子のみの世帯。同一世帯に65歳以上の方がいる場合も可）
補助額等	タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4品までの固定費用を市が負担
問合せ先	危機管理課 TEL 055-934-4803

◎ 沼津市日常生活用具給付事業（火災警報器）

利用の条件	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、前年の所得税が非課税の世帯
補助額等	購入費用の9割（限度額 10,000円） ※就寝の用に供する居室に設置するものを対象とする（1世帯2台まで）
問合せ先	市民福祉部 介護保険課 TEL 055-934-4874

◎ 沼津市重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳所持者のうち、下肢、体幹又は視覚に障害があり、障害の程度が1、2級の方 ・ 障害のため、その方に適するように住宅改造の必要がある方 ・ 前年分（1月から6月までの間は前々年分）の所得税額12万円以下の世帯に属する方 ・ 改造前に申請が必要
補助額等	工事費の3/4以内（限度額50万円） ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額20万円 ※障害の日常生活用具給付等事業適用者は限度額30万円
問合せ先	市民福祉部 障害福祉課 TEL 055-934-4829

◎ 沼津市日常生活用具給付等事業（火災警報器）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・ 対象用具 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ・ 所得による給付制限あり ・ 購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の9割を補助（限度額15,500円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり （消防法で義務付けられている箇所に限る）
問合せ先	市民福祉部 障害福祉課 TEL 055-934-4829

◎ 沼津市日常生活用具給付等事業（自動消火器）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上又は難病患者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者又は難病患者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・ 対象用具 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ・ 所得による給付制限あり ・ 購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の9割を補助（限度額28,700円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	市民福祉部 障害福祉課 TEL 055-934-4829

◎ 沼津市日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害2級所持者で、聴覚に障害のある人のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・ 対象用具 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ・ 所得による給付制限あり ・ 購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の9割を補助（限度額87,400円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	市民福祉部 障害福祉課 TEL 055-934-4829

◎ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方で一定の所得範囲内の方
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助
問合せ先	建設部 住宅営繕課 TEL 055-934-4792

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	沼津市自立相談支援センター TEL 055-922-1620
問合せ先	市民福祉部 社会福祉課 TEL 055-934-4863

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 TEL 055-934-4762

◎ 既存住宅耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅
補助額等	耐震診断または補強計画作成に要する事業費と市が定める基準額とを比較して少ない額の2/3（上限96,000円）、高齢者世帯等は事業費と基準額とを比較して少ない額（上限144,000円）
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 TEL 055-934-4762

◎ 木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断の結果、評点1.0未満であったものが、耐震補強工事を行った後、評点1.0以上となる工事（ただし0.3以上評点が上がる工事に限る）
補助額等	耐震補強工事に要する事業費に対し上限40万円、高齢者世帯等は事業費に対し上限60万円 ※平成32年度までは上記金額に40万円上乗せ。（一般80万円、高齢者等100万円）
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 TEL 055-934-4762

◎ 木造住宅除却助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断の結果、評点1.0未満であったもの。
補助額等	除却工事にかかわる費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の23%（上限20万円）
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 TEL 055-934-4762

◎ 耐震シェルター設置事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断の結果、評点1.0未満であったもので、65歳以上の方のみで居住する世帯、または避難行動要支援者名簿に記載されたものを含む世帯。
補助額等	シェルターを1階に設置する際にかかる費用（床工事等の付帯工事を除く）と、基準額とを比較していずれか少ない額の2/3（上限166,000円）
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 TEL 055-934-4762

◎ 防災ベッド設置事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断の結果、評点1.0未満であったもの。
補助額等	ベッドを購入にかかる費用と166,000円とを比較していずれか少ない額。
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 TEL 055-934-4762

◎ 沼津市ブロック塀等耐震改修事業費補助金

利用の条件	市内のブロック塀等を撤去及び改善する方で、市内全域で道路等に面するものを対象
補助額等	撤去事業 (一般) 1mにつき8,900円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額10万円) (津波避難路沿い) 1mにつき32,000円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額
	改善事業 (一般) 1mにつき38,400円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額25万円) (津波避難路沿い) 1mにつき38,400円を乗じた額と当該事業費とを比較していずれか少ない額。尚、生垣に改善する場合には、1mにつき24,000円を乗じた額と当該事業費を比較していずれか少ない額。
問合せ先	危機管理課 Tel 055-934-4758

◎ アスベスト含有調査事業

利用の条件	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付け材の含有調査費用の一部を補助。
補助額等	含有調査にかかる費用と25万円とを比較していずれか少ない額。
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 Tel 055-934-4762

◎ アスベスト除去等事業

利用の条件	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付けられたアスベストの除去等の費用の一部を補助。
補助額等	除去等にかかる費用の2/3以内の額(上限120万円)
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 Tel 055-934-4762

◎ 既存建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅以外の建築物
補助額等	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の2/3
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 Tel 055-934-4762

◎ 既存建築物補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物(医療施設、情報提供施設等)又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物(百貨店、劇場、映画館、ホテル、事務所等)、マンションで、3階建て以上、延べ面積1,000㎡以上の建築物
補助額等	補強計画策定に要する費用と市が定める基準額とを比較して少ない額の2/3
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 Tel 055-934-4762

◎ 既存建築物耐震補強助成事業

利用の条件	DID地区内、避難地・避難路等に面する区域で、昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物(医療施設、情報提供施設等)又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物(百貨店、劇場、映画館、ホテル、事務所等)、マンションで、敷地面積が500㎡、3階建て以上、延べ面積1,000㎡以上の建築物
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費の23%と延べ床面積に1平方メートル当たり47,300円を乗じて得た額の23%に相当する額とを比較していずれか少ない額の2/3以内の額
問合せ先	都市計画部 まちづくり指導課 Tel 055-934-4762

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

熱海市の制度

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 熱海市住宅店舗リフォーム振興助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に自ら所有する住宅・店舗及び賃借人が行う店舗の改修、改装などの工事をする方 対象となる工事は、助成対象工事として決定後着工し、平成31年1月末日までに完了するもの 施工業者は、市内事業者とする。
補助額等	工事費（消費税抜き）の10%（限度額10万円）
申込窓口	熱海商工会議所 TEL 0557-81-9251
問合せ先	熱海商工会議所 TEL 0557-81-9251 観光建設部 観光経済課 産業振興室 TEL 0557-86-6204

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 熱海市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請時又は実績報告書を提出する時点で熱海市民である方 自ら所有し、居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方 市税等の滞納がない方
補助額等	1kW当たり、3万円（限度額12万円）
問合せ先	市民生活部 協働環境課 生活環境室 TEL 0557-86-6272

◎ 生垣助成「みどりを育て守る条例」

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 熱海市民 樹木を帯状に植栽し、竹、木等の補助材料を用いて樹木相互の組合せをした、高さ1m以上、長さ5m以上のもの
補助額等	経費の1/2（限度額3万円）
問合せ先	観光建設部 公園緑地課 維持管理室 TEL 0557-86-6218

◎ 熱海市合併処理浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	規定する区域において、専用住宅に既設の単独浄化槽を、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替えて設置する方で、熱海市の住民基本台帳に記載されている方
補助額等	5人槽 44万2千円、6～7人槽 51万3千円、8～10人槽 64万8千円 ※金額は限度額です。
問合せ先	市民生活部 協働環境課 環境センター TEL 0557-82-1153

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 長寿介護課 介護保険室 Tel 0557-86-6283

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の方）又は視覚障害2級以上の方 ・ 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額200,000円）
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 Tel 0557-86-6334

◎ 熱海市重度身体障害者住宅改造費補助事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で、障害の程度が1、2級の方で、住宅設備を改造する必要がある方 ・ 前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方
補助額等	工事費の3/4以内（限度額73万円） ※介護保険の住宅改修費適用者は限度額55万円 ※日常生活用具給付の住宅改修適用者は限度額53万円
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 Tel 0557-86-6334

◎ 家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	木造住宅に居住している市民に対し、家庭内の家具等を固定する事業
補助額等	全額を熱海市自主防災会連合会が負担
問合せ先	市民生活部 危機管理課 危機管理室 Tel 0557-86-6443

◎ 熱海市日常生活用具給付等事業（火災警報器）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・ 知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・ 上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・ 対象用具 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
補助額等	限度額15,500円
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 Tel 0557-86-6334

◎ 熱海市日常生活用具給付等事業（自動消火器）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・ 知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・ 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者等 ・ 対象用具 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
補助額等	限度額28,700円
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 TEL 0557-86-6334

◎ 熱海市日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の者 ・ 上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・ 対象用具 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの
補助額等	限度額87,400円
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室 TEL 0557-86-6334

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部社会福祉課 生活保護室 TEL 0557-86-6331 6332 6333

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	観光建設部まちづくり課 住宅室 TEL 0557-86-6424

◎ 熱海市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は建築中であつた木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であつたものが、耐震補強工事を行った後、耐震評点が1.0以上となる工事（ただし、0.3以上耐震評点があがる工事に限る）
補助額等	一般世帯60万円以内（高齢者等にあつては20万円の増額 耐震補強のPRを行う住宅にあつては30万円の増額）
問合せ先	観光建設部まちづくり課 住宅室 TEL 0557-86-6424

◎ 熱海市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月以前に建築された既存建築物の所有者が行う精密診断又は補強計画作成
補助額等	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（高齢者にあつては基準額以内）
問合せ先	観光建設部まちづくり課 住宅室 TEL 0557-86-6424

◎ 熱海市既存建築物耐震補強計画事業

利用の条件	昭和56年5月以前に建築された既存建築物の所有者が行う耐震補強計画の策定
補助額等	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（非木造住宅：限度額120万円）
問合せ先	観光建設部まちづくり課 住宅室 TEL 0557-86-6424

◎ 熱海市ブロック塀等改修促進事業補助金

利用の条件	① 撤去事業 市内全域 ② 改善事業 県地震対策推進条例第17条第5項の緊急輸送路、避難地等に面するもの
補助額等	① 撤去事業 経費の1/2以内（限度額10万円） ② 改善事業 経費の1/2以内（施工箇所1か所当たりブロック塀等の長さ1mにつき38,400円以内で、かつ、1敷地につき限度額25万円）
問合せ先	観光建設部まちづくり課 住宅室 TEL 0557-86-6424

◎ 熱海市がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が是正勧告等を行ったもの。 ① 静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 ② 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 ③ 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 457万円（ " " ） 土地取得費補助 206万円（ " " ）
問合せ先	観光建設部まちづくり課 住宅室 TEL 0557-86-6424

三島市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 三島市勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 三島市の区域内に自ら居住する住宅を建築（購入を含む）し、若しくは増改築し、又は宅地を購入する勤労者の方 市町村税の完納者の方
融資限度額	1,000万円以内
利子補給率	年0.5%利子補給
問合せ先	労働金庫三島支店 TEL 055-973-9111

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 三島市移住・子育て・耐震リフォーム事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる者が発注するリフォーム工事 県外から移住してくる若い夫婦等 子育て世帯の世帯員 耐震補強工事^{※1}を行う者が併せて行うリフォーム 対象となる工事は、リフォームに要する費用が10万円以上のもの <p>※¹耐震補強工事は、三島市木造住宅耐震補強助成事業の交付決定を受けていること</p>
補助額等	<p>補助対象経費に、以下の補助率を乗じた額</p> <p>①県外から移住してくる若い夫婦等 補助率2.0/10(限度額:20万円)</p> <p>②子育て世帯の世帯員 補助率3.0/10(限度額:30万円)</p> <p>③耐震補強工事と併せてリフォーム工事を行う者 補助率1.5/10(限度額:15万円)</p> <p>※①②③は併用可 ※③のみに該当する場合のリフォーム業者は市内に本店があるものに限る。</p>
問合せ先	計画まちづくり部 三島住まい推進室 TEL 055-983-2750

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 住むなら三島移住サポート事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住宅を取得し、定住をする若い夫婦等 転入日の前日において連続する1年以上の期間、三島市の住民基本台帳に登録されていないこと 転入後引き続き5年以上定住すること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 県外からの移住 120万円 県内他市町からの移住 50万円 <p>※扶養する子1人につき10万円の加算（最大30万円）</p>
問合せ先	計画まちづくり部 三島住まい推進室 TEL 055-983-2750

◎ 既存住宅診断事業（インスペクション）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三島市に存する専用住宅 ・ 売却する予定であること ・ 宅地建物取引業を営むものと専任媒介契約を締結していること ・ 住宅診断の結果を三島市中古住宅情報サイトに掲載することに承諾できる方
補助額等	専門家による無料の住宅診断を実施
問合せ先	計画まちづくり部 三島住まい推進室 Tel 055-983-2750

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 三島市スマートハウス設備導入費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら居住し、又は居住する予定の市内の住宅に補助対象機器を設置する方（設置されている市内の新築の住宅を購入する方を含む。） ・ 市町村税を滞納していない方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用太陽光発電システム 1万円/kW・上限4万円 最大出力の合計が10kW未満のもの ・ 住宅用太陽熱利用システム 一律2万5千円 ・ 家庭用燃料電池システム 一律5万円 ・ 家庭用リチウムイオン蓄電池システム 一律5万円 ・ 家庭用エネルギー管理システム 一律1万円
問合せ先	環境市民部 環境政策課 Tel 055-983-2647

◎ 三島市スマートハウス普及促進モデル地区住宅補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の三島市スマートハウス普及促進モデル地区に認定された地区内でスマートハウスを建築・購入される方 ・ 市町村税を滞納していない方 ・ 下記①②のシステムを設置し、かつ③もしくは④を設置する方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用太陽光発電システム 4万円/kW・上限16万円 最大出力の合計が10kW未満のもの ② 家庭用エネルギー管理システム 補助対象経費の額 上限4万円 ③ 家庭用燃料電池システム 補助対象経費の1/3の額 上限20万円 ④ 家庭用リチウムイオン蓄電池システム 補助対象経費の1/3の額 上限20万円
問合せ先	環境市民部 環境政策課 Tel 055-983-2647

◎ 三島市生け垣づくり奨励事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣の新設や、既設ブロック塀を生垣に替えようとする方。 ・ 市内敷地内（道路に面している場所を含む隣接地との境）に配布後すぐに植栽できる方。
補助額等	1m当たり3本以内、生垣の長さおおむね5m以上で20mを限度とし、申込み数量の苗木を交付
問合せ先	計画まちづくり部 水と緑の課 Tel 055-983-2643

◎ 三島市屋上等緑化事業補助金

利用の条件	① 屋上緑化事業 市内の建築物の屋上に1㎡以上の緑化区画を設置して緑化を行う方（屋根への緑化は対象外） ② 壁面緑化事業 市内の建築物の壁面に植物を這わせて緑化を行う方
補助額等	① 屋上緑化事業 補助対象経費（緑化区画の造成、防根設備及びかん水設備の工事費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費）の額と1㎡当たり2万円に緑化面積を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/3以内（限度額50万円） ② 壁面緑化事業 補助対象経費（フェンスその他の補助資材の設置費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費、土壌改良工事費）の額と1㎡当たり2万円に緑化面積を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/3以内（限度額50万円）
問合せ先	計画まちづくり部 水と緑の課 TEL 055-983-2643

◎ 三島市合併処理浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	・ 公共下水道予定処理区域（市長が特に認めるものを除く。）以外の地域において、合併処理浄化槽を新設、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ・ 住宅用であること。
補助額等	5人槽332(414)千円、7人槽414(516)千円、10人槽548(684)千円（）内は単独浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	都市基盤部 生活排水対策室 TEL 055-983-2662

◎ 三島市し尿浄化槽廃止に対する補助金

利用の条件	・ 市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・ 下水道供用開始から3年以内に行う工事 ・ 建物が個人（法人を除く）の所有で、事業用でない方
補助額等	浄化槽1か所につき5,000円
問合せ先	都市基盤部 下水道課 TEL 055-983-2662

◎ 三島市水洗便所改造資金等融資斡旋利子補給金

利用の条件	・ 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ・ 個人の住宅であること（法人は不可）。 ・ 連帯保証人がいる方 ・ 市税、受益者負担金等の滞納がない方 ・ 印鑑登録証明を提出できる方
融資限度額	1か所につき40万円以内（1人100万円以内）
融資利率等	市が利息全額を負担
返済期間	12回、24回、30回
問合せ先	都市基盤部 下水道課 TEL 055-983-2662

◎ 三島市公共下水道低地私設汚水ポンプ設置費補助金

利用の条件	・ 低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 ・ その建築物について最初に設置するもの ・ 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ・ 市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・ 建物の所有者又は占有者が法人以外であること。
補助額等	設置費用の10/10以内で1,000円未満切り捨て
問合せ先	都市基盤部 下水道課 TEL 055-983-2662

◎ 三島市雨水浸透・貯留施設設置費補助金

利用の条件	市内に居住の用に供する住宅（建設予定のものを含む）を所有している方又はその占有者（雨水浸透・貯留施設を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得た方に限る。）で、当該住宅に雨水浸透・貯留施設を設置する方
補助額等	<p><雨水浸透施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透施設A型（浸透トレンチ管型） 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない額 雨水浸透施設B型 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない額 <p><雨水貯留施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽転用型 工事に要する経費の1/2以内の金額又は8万円のいずれか少ない額 簡易貯留型 設置に要する経費の1/2以内の金額又は5万円のいずれか少ない額
問合せ先	計画まちづくり部 水と緑の課 TEL 055-983-2643

⑤ 子育て世代の方

◎ 三島市移住・子育て・耐震リフォーム事業（再掲）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる者が発注するリフォーム工事 県外から移住してくる若い夫婦等 耐震補強工事^{※1}を行う者が併せて行うリフォーム 対象となる工事は、リフォームに要する費用が10万円以上のもの <p>※¹耐震補強工事は、三島市木造住宅耐震補強助成事業の交付決定を受けていること</p>
補助額等	<p>補助対象経費に、以下の補助率を乗じた額</p> <p>①県外から移住してくる若い夫婦等 補助率2.0/10(限度額:20万円)</p> <p>②子育て世帯の世帯員 補助率3.0/10(限度額:30万円)</p> <p>③耐震補強工事と併せてリフォーム工事を行う者 補助率1.5/10(限度額:15万円)</p> <p>※①②③は併用可 ※③のみに該当する場合のリフォーム業者は市内に本店があるものに限る。</p>
問合せ先	計画まちづくり部 三島住まい推進室 TEL 055-983-2750

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	社会福祉部 介護保険課 TEL 055-983-2607

◎ 三島市日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の下肢、体幹機能障害等を有する者であつて障害等級3級以上の者又は視覚障害2級以上の者。 ・ 対象用具 障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ・ 所得による給付制限あり ・ 事前に申請が必要
補助額等	住宅改修費用の9割を補助（限度額500,000円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部 障がい福祉課 TEL 055-983-2612

◎ 三島市日常生活用具給付等事業（火災警報器）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・ 対象用具 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ・ 所得による給付制限あり ・ 購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の9割を補助（限度額15,500円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部 障がい福祉課 TEL 055-983-2612

◎ 三島市日常生活用具給付等事業（自動消火器）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・ 対象用具 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ・ 所得による給付制限あり ・ 購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の9割を補助（限度額28,700円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部 障がい福祉課 TEL 055-983-2612

◎ 三島市日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害2級以上の所持者で、日常生活上必要と認められる世帯 ・ 対象用具 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ・ 所得による給付制限あり ・ 購入前に申請が必要
補助額等	購入費用の9割を補助（限度額87,400円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり
問合せ先	社会福祉部 障がい福祉課 TEL 055-983-2612

◎ 三島市家具転倒防止事業

利用の条件	市内に居住する世帯で次の(1)～(4)に該当する世帯 (1) 高齢者世帯 ア 満65歳以上の者（年度内に満65歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成されている世帯 イ 満65歳以上の者及び満18歳未満の者（年度内に満18歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成されている世帯 (2) 世帯の構成員に障害のある者を含む世帯で次のアからキのいずれかに該当する者を含む世帯 ア 肢体障害1、2級 イ 視覚障害1、2級 ウ 肢体及び視覚の2以上の障害の複合により総合的に1、2級 エ 療育手帳の交付を受けているもの オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの カ 介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けているもの キ 特定疾患医療受給者証を受けているもの ク 避難行動要支援者名簿に記載されているもの (3) 母子世帯のうち満18歳未満の者を扶養している世帯 (4) 上記(1)～(3)の条件を重複して構成されている世帯
補助額等	ダンス、棚、テレビ、冷蔵庫等の家具5品までの固定費用を市が負担（ピアノ等の固定に特種な器具を必要とするものを除く。）（取付け器具の費用は申請者負担）
問合せ先	企画戦略部 危機管理課 TEL 055-983-2650

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	世帯の人数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
補助額等	
問合せ先	社会福祉部 福祉総務課 TEL 055-983-2613

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	・ 専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による補強計画の策定（無料） ・ 65歳以上の高齢者等のみ世帯又は障害者などの同居世帯
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
補助額等	・ 木造住宅にあっては、耐震補強計画作成に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額。 ・ 木造住宅以外のものにあっては、耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の2/3以内（限度額200万円）
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 建築物耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る。）
補助額等	50万円/戸以内（65歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については70万円/戸以内） 一定の基準を満たすPR工事を実施する場合は、前述の補助額に30万円を上乗せ
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 木造住宅除却助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅のうち耐震診断の結果、総合評点が0.3未満と診断されたもの（ただし、「誰でもできるわが家の耐震診断」の場合は3点以下のもの）で、地震に対して安全な構造とする旨の勧告等を受けているもの
補助額等	除却に要する費用（補助対象経費の23%以内で限度額30万円）
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	市内のブロック塀等を撤去及び改善する方で、撤去については、市内全域、改善については一部地域を対象とする
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去 撤去費と、撤去するブロック塀等の長さにより1m当たり9,000円をかけた額を比較していずれか少ない額の1/2以内（限度額18万円） ・ 改善 改善費と、改善するブロック塀などの長さにより1m当たり38,400円をかけた額を比較して少ない額の1/2以内（限度額25万円）
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 三島市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業

利用の条件	除去等工事 吹付けアスベスト・吹付けロックウールの除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	吹付けアスベスト除去等工事にかかる事業費の2/3（限度額:120万円/敷地）
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 特定建築物耐震補強助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物 ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶ恐れのある建築物 ・ 敷地面積が500㎡以上 ・ 床面積1,000㎡以上（幼稚園等は500㎡以上）で原則として地上3階以上の耐火又は準耐火建築物 ・ 特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
補助額等	耐震改修に要する経費（免震工法82,300円/㎡上限、その他工法48,700円/㎡上限）の23%の2/3以内（限度額 1500万円/棟）
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ かけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④ 上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助 80万2千円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 59万7千円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 457万円 (") 土地取得費補助 206万円 (")
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物 ・ 緊急輸送道路・避難路沿いに存し、道路閉塞の恐れがある建築物 ・ 特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
補助額等	耐震改修に要する経費(免震工法82,300円/㎡上限、その他工法48,700円/㎡上限)の23%の2/3以内(限度額 1500万円/棟)
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 三島市耐震シェルター整備事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が1.0未満であること。 ・ 高齢者のみが居住している木造住宅
補助額等	工事に要する経費の1/2以内(限度額12万5千円)
問合せ先	計画まちづくり部 建築住宅課 TEL 055-983-2644

◎ 災害で被害にあった方 (P.53~県内全域で利用できる制度あり)

◎ 被災者住宅再建支援事業

利用の条件	53ページ掲載の被災者住宅再建支援事業と同じ
補助額等	
問合せ先	社会福祉部 福祉総務課 TEL 055-983-2610

◎ 被災者生活再建支援制度

利用の条件	53ページ掲載の被災者生活再建支援制度と同じ
補助額等	
問合せ先	社会福祉部 福祉総務課 TEL 055-983-2610

◎ 被災者自立生活再建支援事業

利用の条件	53ページ掲載の被災者自立生活再建支援事業と同じ
補助額等	
問合せ先	社会福祉部 福祉総務課 TEL 055-983-2610

富士宮市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 富士宮市勤労者住宅建設資金利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自ら居住するための新築、増改築あるいは土地建物を購入する勤労者（給与所得者） ・市税等の完納者 ・保証機関の保証を受けられる方 ・住宅の建設床面積は、新築の場合、50㎡以上280㎡以下、増改築の場合、工事後の住宅用に供する部分の床面積が40㎡以上 ・土地購入の場合は、宅地面積が330㎡以下で、1年以内に住宅を建てられる方
融資限度額	1,000万円
融資利率等	年0.3%利子補給（10年以内）
返済期間	10～35年
申込窓口	静岡県労働金庫富士宮支店 Tel 0544-23-1234
問合せ先	産業振興部 商工振興課 Tel 0544-22-1154

◎ 富士宮市富士ヒノキの家・宮クーポン事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自ら居住するために「富士ヒノキ」を使用して、木造住宅を新築又は建売住宅を購入すること ・木材総使用量のうち、富士ヒノキを20%以上使用すること ・平成30年11月30日（金）までに完了報告書が提出できること ・SGEC森林認証材加算は、使用する富士ヒノキの全てがSGEC森林認証材であること。原木納入業者から製材業者までがSGEC森林認証制度に基づく認証を受けた登録業者であること ・富士ヒノキ補助対象部分の着手前であること ・市税の滞納がないこと ・市が行うアンケートに協力できること ・富士ヒノキ納入業者は、市内に本社、本店又は営業所が登記されている法人若しくは、本市に納税申告している個人の業者で、「富士ヒノキ出荷証明書」及び「県産材販売管理票」が提出できる業者であること ・施工業者は、富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、本市に納税申告している個人の建築施工業者であること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・富士ヒノキを使用した木造住宅に対して宮クーポンを交付 <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯：25万円 ・子育て世帯（未就学児がいる者または妊婦がいる者）：30万円 ・三世帯同居世帯（三世帯が新たに同居する者）：35万円 ・SGEC森林認証材加算：5万円 ・子育て世帯と三世帯同居世帯を同一工事で組み合わせて利用することはできません ・平成30年度：15棟程度（平成30年4月1日～予算の範囲内で先着順）
問合せ先	産業振興部 農業政策課 Tel 0544-22-1153

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 富士宮市住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納がなく、住宅を所有し、現に居住している人 ・施工は、市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、本市に納税申告している個人の住宅関連施工業者であること ・住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること ・平成30年4月1日以後に着工する工事であること ・過去に当該事業を利用した住宅でないこと ※ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業を利用した住宅も対象 ・富士宮市が行う他の補助等を受けている部分と重複しないこと ・平成30年11月30日までに完了報告書が提出できること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般：住宅リフォーム工事金額30万円以上（税込み）の場合・・・10万円分の宮クーポンを交付 ・子育て：住宅リフォーム工事金額30万円以上（税込み）、かつ未就学児童がいる世帯または妊婦がいる世帯のリフォーム・・・15万円分の宮クーポンを交付 ・三世代同居：住宅リフォーム工事金額30万円以上（税込み）、かつ三世代が新たに同居するためのリフォーム・・・20万円分の宮クーポンを交付
問合せ先	産業振興部 商工振興課 Tel 0544-22-1295

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 移住定住奨励金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれかが申請時に40歳以下の若者世帯 ・世帯員全員が静岡県外から富士宮市に転入した世帯（転入日の前日まで1年以上静岡県外に居住していたこと） ・市に5年以上定住する ・居住を目的に住宅を取得（新築又は購入）又は空家住宅（一戸建てに限る）を賃借する ・世帯員全員が市税を完納している
補助額等	<p>【住宅を取得した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏からの移住 120万円 ・県外からの移住 50万円 <p>【空家住宅を賃借した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏からの移住 70万円 ・県外からの移住 30万円 <p>【加算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども（中学生以下）1人につき 10万円（上限30万円） ・移住定住推進団体を介して移住した場合 10万円 <p>※首都圏・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県</p>
問合せ先	企画部 企画戦略課 Tel 0544-22-1215

◎ 移住者首都圏通勤支援助成金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏からの移住世帯 ・世帯員全員が静岡県外から富士宮市に転入した世帯 (転入日の前日まで1年以上静岡県外に居住していたこと) ・市に5年以上定住する ・居住を目的に住宅を取得(新築又は購入)又は空家住宅(一戸建てに限る)を賃借する ・東海道新幹線「新富士駅」から首都圏に通勤し、同駅周辺の駐車場を月ぎめで賃借している ・世帯員全員が市税を完納している ※首都圏…東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県
補助額等	・年度内に支払う駐車場使用料の額(上限10万円)
問合せ先	企画部 企画戦略課 TEL 0544-22-1215

④ 設備を充実させたい方(P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅に機器を設置する方 (ただし建売の場合は、機器が設置された住宅を新たに購入する方) ・設置する機器は、未使用品で自作品でないもの ・市税の滞納がない方 ・機器の設置に関して市の他の補助金等の交付を受けない人 ・設置前に申請を行い、平成31年3月14日までに実績報告書を提出できること ※その他詳細等については、市HPにてご確認ください。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム(1kW当たり2万円) ・家庭用燃料電池(エネファーム)(限度額10万円) リース契約等の場合(限度額5万円) ・家庭用ガスコージェネレーションシステム(エコウィル)(限度額10万円) ・定置用リチウムイオン蓄電池(限度額10万円) リース契約等の場合(限度額5万円) ・ビークル・トゥ・ホームシステム(限度額5万円) ・クリーンエネルギー自動車(ビークル・トゥ・ホームシステムと同時購入の場合のみ対象(限度額5万円)) ・HEMS(限度額1万円) ・平成30年度受付期間:平成30年4月3日～平成31年1月31日 (ただし、予算額に達し次第終了) ※その他詳細等については、市HPにてご確認ください。
問合せ先	環境部 環境企画課 TEL 0544-22-1131

◎ 富士宮市生垣づくり補助金制度

利用の条件	市内に居住し、住宅用地の周囲に公道に沿って新たに生垣づくりをする者
補助額等	新たに生垣を設置 経費の1/2以内(限度額5万円)
問合せ先	環境部 花と緑と水の課 TEL 0544-22-1168

◎ 富士宮市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川弓沢川西側、普通河川渋沢堀北側で、市街化区域の内、住宅地（併用住宅及び共同住宅を含む。）を所有する人（これから建築しようとする人も含む）で施設を設置する者 当該施設が富士宮市の定める構造であること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透施設の内、A型は1基につき、限度額10万円。B型は1基につき、限度額5万円。ただし、建築面積により補助対象の数が変わる。 雨水貯留施設は、住宅1棟につき、1基200リットル以上のもので、限度額3万円、浄化槽転用型で限度額8万円
問合せ先	都市整備部 河川課 TEL 0544-22-1219

◎ 富士宮市浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市内の公共下水道認可区域以外または上長貫農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域において、処理対象人員10人以下の生活の本拠とする住宅に設置する者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 新設（住宅の新築など建築確認を伴うもの）、合併浄化槽の入れ替え5人槽23万2千円、6人槽～7人槽28万9千円、8人槽～10人槽38万3千円 設置替え（建築確認を伴わないもの） 既設の単独処理浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽に切り替えて設置する場合 5人槽33万2千円、6人槽～7人槽41万4千円、8人槽～10人槽54万8千円
問合せ先	水道部 下水道課 TEL 0544-22-1173

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢2級以上の方）、視覚障害2級以上の方又は同程度の障がい有する難病患者等 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額 20万円）
問合せ先	保健福祉部 障がい療育支援課 TEL 0544-22-1145

◎ 富士宮市家具固定事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象世帯は、市内に在住し経済的に家具固定を依頼することのできない世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。 65歳以上の高齢者のみの世帯（一人暮らし含む） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯 その他前各号のいずれかに準ずる世帯で当連絡会が必要であると認めた世帯
補助額等	1世帯3棟（電化製品は対象外）
問合せ先	富士宮市社会福祉協議会事務局 TEL 0544-22-0054

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯の人数や収入によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	保健福祉部 福祉総合相談課 TEL 0544-22-1561

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

◎ 富士宮市既存建築物耐震性向上事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅の所有者が行う耐震診断で、木造の場合は補強計画の作成を含む
補助額等	1棟ごとに、事業に要する経費と市が定める基準額とを比較し、いずれか少ない額の2/3以内（高齢者のみ等が居住する木造住宅は10/10）（限度額100万円）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

◎ 富士宮市木造住宅耐震補強事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅で、耐震診断の結果1.0未満であった耐震評点が、耐震補強工事を行った後に、0.3ポイント以上向上して1.0以上となる耐震補強工事
補助額等	50万円以内（高齢者のみ等が居住する世帯は70万円以内・高齢者のみ等が居住する世帯で低所得者である場合は80万円以内） 住宅の耐震補強のPRに協力する世帯は80万円以内（高齢者のみ等が居住する世帯100万円）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

◎ 富士宮市ブロック塀等撤去事業費補助金

利用の条件	道路又は避難地に面するブロック塀の倒壊、転倒による災害を防止するために所有者が行う当該ブロック塀等の撤去で、当該ブロック塀等の道路、避難地に面する高さが原則として80cm以上あること（ブロック塀等の造り替えは対象外）
補助額等	ブロック塀等の撤去に要する経費と、塀の長さにつき8,900円を乗じた額を比較していずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

◎ 富士宮市耐震シェルター整備事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が1.0未満であること 高齢者のみ又は身体障害者等が居住している木造住宅
補助額等	本体及び設置工事に要する経費の2/3以内（限度額20万円）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

◎ 富士宮市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用条件	除去等工事 吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	アスベスト除去等工事にかかる事業費の2/3以内（限度額 60万円/敷地）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

◎ 富士宮市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告を行ったもの。 ①静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 ②静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 ③土砂法第8条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助 78万円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 58万円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 444万円（ ” ” ） 土地取得費補助 206万円（ ” ” ）
問合せ先	都市整備部 建築住宅課 TEL 0544-22-1229

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

伊東市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 伊東市勤労者住宅建設資金貸付制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する住宅を新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者の方 ・ 市税等の完納者 ・ 住宅の床面積30～280㎡ ・ 宅地購入の場合は宅地面積330㎡以下で5年以内に住宅を建設 ・ 勤労者在来軸組木造住宅建設資金貸付制度との併用は不可
融資限度額	700万円
融資利率等	0.95%（当初10年間、11年目以降は労金の金利）
返済期間	最長40年
申込窓口	労働金庫伊東支店 TEL 0557-37-6135
問合せ先	労働金庫伊東支店 TEL 0557-37-6135 産業課 TEL 0557-32-1734

◎ 伊東市勤労者在来軸組木造住宅建設資金貸付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する木造住宅を、地元建設業者に発注及び施工依頼して、新築又は増改築する勤労者の方 ・ 市税等の完納者 ・ 住宅の床面積30～280㎡ ・ 勤労者住宅建設資金貸付制度との併用は不可
融資限度額	700万円
融資利率等	0.75%（当初10年間、11年目以降は労金の金利）
返済期間	最長40年
申込窓口	労働金庫伊東支店 TEL 0557-37-6135
問合せ先	労働金庫伊東支店 TEL 0557-37-6135 産業課 TEL 0557-32-1734

◎ 伊東市木造住宅建替助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在居住する住宅（昭和56年5月31日以前に建築したもの）を解体し、同一敷地等に木造軸組住宅を新築し、その住宅に居住すること ・ 新築工事額（解体を除いた工事額）が、500万円以上（消費税抜）で、助成対象工事として決定を受けた後、指定期限内に完了する工事 ・ 伊東市民で、継続して現に市内に1年以上居住している方 ・ 助成の対象となる新築住宅の所有者で市税等完納者 ・ 施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人、及び本市に納税申告している個人事業者で、3年以上の営業実績をもち、市税等を完納している業者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事額（消費税抜）が、700万円以上の場合は70万円を助成 ・ 工事費（消費税抜）が、500万円以上700万円未満の場合は、工事費（消費税抜）の10%を助成（千円未満切捨て）
申込窓口	伊東商工会議所 TEL 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所 TEL 0557-37-2500 産業課 TEL 0557-32-1734

② 住宅をリフォームしたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 伊東市住宅リフォーム振興助成金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊東市民で、現に市内に居住している方 ・ リフォームする住宅の所有者の方で市税等完納者 ・ 対象となる工事は、リフォーム工事費が10万円以上（消費税抜）で助成対象工事として認定を受けた後に着工し、指定期限内に完了する工事 ・ 施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、市税等を完納している業者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費（消費税抜）が、100万円以上の場合10万円を助成 ・ 工事費（消費税抜）が、10万円以上100万円未満の場合は、工事費（消費税抜）の10%を助成（千円未満切捨て） ※ 平成27年度以前にこの助成を受けられた方については、再度助成を受けることができます。 ※ 対象となる工事については、市等で実施している他の住宅助成と併せて助成を受けることはできません。ただし、伊東市木造住宅耐震補強助成事業を併せて計画する場合は、耐震補強部分とリフォーム部分とに分けて助成を受けることができます。この場合、住宅リフォーム助成事業に係る助成率を20%、助成上限額20万円とする優遇措置を受けることができます。
申込窓口	伊東商工会議所 Tel 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所 Tel 0557-37-2500 産業課 Tel 0557-32-1734

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する年度に設置等の契約を締結し、当該年度において着工及び完了する方 ・ 自らが居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する方又は補助対象機器が設置されている市内の建売住宅を購入する方 ・ 本市の住民基本台帳に登録のある方（完了報告書提出時までに住民登録される方含む） ・ 補助事業を行う住宅の所有者又は同一世帯員（自己所有でない場合、その設置について当該住宅の所有者の承諾を得た方） ・ 以前に同一の種類の補助対象機器に対する市の補助金又は交付金等の交付を受けていない方 ・ 市税等を滞納していない方
対象機器補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム（4万円） ・ 家庭用燃料電池システム（4万円） <ul style="list-style-type: none"> ・ エネファーム ・ エコウィル ・ 高効率給湯器（2万円） ・ リチウムイオン蓄電池システム（5万円） ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）（1万円）
問合せ先	市民部 環境課 Tel 0557-32-1374

◎ 伊東市浄化槽設置費補助金

利用の条件	規定する区域において、次の工事をする方で、伊東市の住民基本台帳に記載されている方 ①みなし浄化槽（単独）を10人槽以下の浄化槽に切替設置 ②住宅を新築又は増改築し、10人槽以下の浄化槽を設置
補助額等	・ 上記① 41万4千円～68万4千円（下水道事業計画区域外） 25万円～40万円（下水道事業計画区域内） ・ 上記② 10万円（下水道事業計画区域外） 6万円（下水道事業計画区域内）
問合せ先	下水道課 TEL 0557-32-1821

◎ 伊東市水洗便所改造等資金助成（貸付金）

利用の条件	・ くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は、既設のし尿浄化槽を撤去して公共下水道に接続する方 ・ 下水道受益者負担金、市税等の滞納をしていない方 ・ 当市内に住所を有し独立の生計を営む連帯保証人がいる方
融資限度額	・ くみ取り便所を水洗便所に改造する場合 50万円 ・ 既設のし尿浄化槽を撤去する場合 40万円
融資利率等	・ 供用開始3年以内 無利子 ・ 供用開始3年を超える場合 1%
返済期間	・ 返済方法は、貸付けの翌月から毎月元利均等償還 ・ 返済期間 50回以内
問合せ先	下水道課 TEL 0557-32-1821

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	高齢者福祉課 TEL 0557-32-1563

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	・ 下肢、体幹、視覚又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）により身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方（視覚障害は2級以上の方） ・ 難病により下肢又は体幹機能に障害があり、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額20万円）
問合せ先	社会福祉課 TEL 0557-32-1533

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数等によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	伊東市福祉事務所 TEL 0557-32-1536

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築住宅課 TEL 0557-32-1763

◎ 伊東市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築及び工事中であった既存建築物の所有者等が行う耐震診断
補助額等	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（限度額200万円）
問合せ先	建築住宅課 TEL 0557-32-1763

◎ 伊東市木造住宅耐震改修助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、評点が1.0未満のものを1.0以上とし、かつ0.3以上あがる補強計画作成と補強工事
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する補強工事費（補強計画作成費を除く）と100万円（高齢者世帯等の住宅にあつては120万円）を比較し、いずれか少ない額
問合せ先	建築住宅課 TEL 0557-32-1763

◎ 伊東市ブロック塀等除去改良事業補助

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住する方及び土地を所有する方 ・ 公衆の用に供されている道路に接するもの
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去 経費の1/2 (限度額5万円) ・ 既存ブロック塀を生垣又は安全なフェンス若しくは竹、板、塀等に造り替える場合 経費の1/2 (限度額8万円)
問合せ先	建築住宅課 TEL 0557-32-1763

◎ 伊東市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	<p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	<p>建物除去費補助 80万円 (除却費用に対する一部補助)</p> <p>敷地造成費補助 59万円 (借入金利子に対する一部補助)</p> <p>建物建設費補助 457万円 (")</p> <p>土地取得費補助 206万円 (")</p>
問合せ先	建築住宅課 TEL 0557-32-1763

◎ 災害で被害にあった方 (P.53～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 伊東市災害復旧資金融資斡旋及び利子補給金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害弔慰金の支給等に関する条例に該当する方 ・ 住民基本台帳に登録されている方
融資限度額	100万円
融資利率等	当初3年間、年3.0%以内 (年利子の1/2以内) 利子補給
問合せ先	社会福祉課 TEL 0557-32-1531

富士市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 富士市勤労者住宅建設資金利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の住宅を富士市内に新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者 ・ 市税等を完納している勤労者 ・ 住宅の総床面積：新築50～280㎡、増改築40㎡以上(増改築後) ・ 宅地購入330㎡以下で5年以内に住宅を建設できる方
対象限度額	1,000万円
利子補給率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子補給率0.30%（10年以内） ・ 対象商品：〈ろうきん〉住宅ローン <ul style="list-style-type: none"> ○変動金利型(10～35年) ○固定金利特約型(3・5・10年) ○全期間固定金利型(10～35年) ○無担保住宅ローン「25(えがお)」 ※但し、償還期間は10～35年に限る
返済期間	10～35年
申込窓口	ろうきん富士ローンセンター(静岡県労働金庫富士支店2階) Tel 0545-52-8333
問合せ先	産業経済部 商業労政課 Tel 0545-55-2778

◎ 富士地域材使用住宅取得費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら居住するために、富士市内において木造住宅を取得（新築、増築など）すること。 ・ 木材総使用量のうち34%以上が富士市又は富士宮市で生産された「富士地域材」であること。 ・ 使用する「富士地域材」は、すべて「しずおか優良木材認証製品」であること。 ・ 使用する「富士地域材」は、富士市内で製材業を営む者により製材されたものであり、施工は富士市内に事業所を有する建築士・大工・工務店等によって行われること。 ・ 延べ床面積が80㎡以上であること。 ・ 上棟予定日が、富士地域材使用計画書提出日の1ヶ月後以降であること。 ・ 市税を完納していること。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成額 1棟あたり30万円 ・ 他の住宅助成制度との併用は可能です。
申込方法	上棟予定日の1ヵ月前までに、富士市地域材利用推進協議会あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	富士市地域材利用推進協議会 事務局（富士市森林組合内） Tel 0545-35-5339 産業経済部 林政課 Tel 0545-55-2783

◎ 富士市市民温暖化対策事業費補助金（ゼロエネルギー住宅）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する予定の新築（建売住宅含む）のゼロエネルギー住宅※を購入する方 ・ 市税を完納している方 ・ クールチョイスに賛同し、クールチョイス22に取り組む方 <p>※ ゼロエネルギー住宅とは、年間一次エネルギー消費量が正味で概ねゼロ以下であると評価を受けた、次のいずれかに該当する住宅</p> <p>①建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において「ゼロエネ相当」の評価を受けた住宅</p> <p>②（一社）富士建築士会により「富士市版ゼロエネルギー住宅」の認定を受けた住宅（市内事業者が施工する住宅に限る。）</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内事業者により施工された住宅：30万円 ・ 上記以外の事業者により施工された住宅：20万円（他の同趣旨の補助金との併用不可）
申込方法	事業着工前に、富士市役所環境総務課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	環境部 環境総務課 TEL 0545-55-2901

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 富士市市民温暖化対策事業費補助金（省エネルギー住宅への改修）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する築年数10年以上の住宅（居住予定含む）において省エネルギー住宅※への改修を実施する方 ・ 市税を完納している方 ・ クールチョイスに賛同し、クールチョイス22に取り組む方 <p>※ 省エネルギー住宅とは、再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が100%以上であり、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において「ゼロエネ相当」の評価を受けた住宅</p>
補助額等	20万円 （他の同趣旨の補助金との併用不可）
申込方法	事業着工前に、富士市役所環境総務課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	環境部 環境総務課 TEL 0545-55-2901

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度（スミドキU-40プラス）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外に1年以上居住しており、富士市へ転入を希望する夫婦いずれかが満40歳未満（計画申請時）の若者世帯であること。 ・ 住宅を新築または購入する方（中古を含む）で、10年以上富士市に定住すること。 ・ 市税（市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税など）を滞納していないこと（世帯員全員）。 ・ 住居系用途地域及び商業系用途地域において住宅を取得すること。 ・ 住宅の取得価格（建物のみ）が500万円以上、かつ、居住用部分の床面積が50平方メートルを超えていること。 ・ 申請期限 2020年3月31日（火）
助成額	基本額 70万円 加算額 10万円～130万円（下記の条件に該当する場合） 市内業者による新築施工 30万円 二世帯住宅として取得 20万円 小学生までの子がいる世帯 1人につき10万円（3人まで） 首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）からの転入 50万円
申込方法	新築の場合は工事着工前に、建売・中古住宅、マンションを購入する場合は契約前に、住宅取得計画書と必要書類を住宅政策課に提出。
問合せ先	都市整備部 住宅政策課 TEL 0545-55-2817

◎ 富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付制度（まちなかU-40）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住しており、まちなかへの居住を希望する夫婦いずれかが満40歳未満（計画申請時）の若者世帯であること。 ・ 住宅を新築または購入する方（中古を含む）で、10年以上富士市に定住すること。 ・ 富士市に持家がないこと。 ・ 市税（市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税など）を滞納していないこと（世帯員全員）。 ・ 近隣商業地域及び商業地域において住宅を取得すること。 ・ 住宅の取得価格（建物のみ）が500万円以上、かつ、居住用部分の床面積が50平方メートルを超えていること。 ・ 申請期限 2019年3月29日（金）
助成額	基本額 50万円 加算額 20万円（市内業者による新築施工の場合） 新築の場合は工事着工前に、建売・中古住宅、マンションを購入する場合は契約前に、住宅取得計画書と必要書類を住宅政策課に提出。
問合せ先	都市整備部 住宅政策課 TEL 0545-55-2817

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 富士市市民温暖化対策事業費補助金 (ゼロエネルギー・省エネルギー設備の導入)

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する築年数10年以上の住宅 (居住予定含む) においてゼロエネルギー・省エネルギー設備※を導入する方 ・ 市税を完納している方 ・ クールチョイスに賛同し、クールチョイス22に取り組む方 <p>※ ゼロエネルギー・省エネルギー設備とは、新エネルギー及び支払総額税込50万円以上 (工事費含む) の設備</p>
補助額等	10万円 (他の同趣旨の補助金との併用不可)
申込方法	事業着工前に、富士市役所環境総務課あてに、必要書類を郵送または持参。
問合せ先	環境部 環境総務課 TEL 0545-55-2901

◎ 富士市生け垣作り補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住し、住宅敷地の周囲に新たに生け垣作りをする方 ・ 市内に事業所、店舗、貸家等を所有し、その周囲のブロック塀等を撤去後これにかえて生け垣作りをする方 ・ 同一敷地内において、制度の活用は一度限り ・ 着手前の申請であること。 ・ 要件があるので問い合わせください。
補助額等	・ 生け垣作りに要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか低い額の1/3相当 (千円未満切捨て) 限度額5万円
問合せ先	都市整備部 みどりの課 TEL 0545-55-2793

◎ 富士市雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の敷地面積が1,000㎡未満の住宅 (併用住宅及び共同住宅を含む) に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ・ 雨水浸透施設の設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び法面の安定性を損なうおそれのある区域を除く。また、雨水の浸透効果が見込める場所であること。 ・ 雨水浸透施設は、建築面積に応じて補助金対象基数に制限がありません。 ・ 雨水貯留施設の設置対象区域は市内全域とする。 ・ 当該施設が富士市で定める構造であること。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水浸透施設の内、A型は1基につき、限度額10万円 B型は1基につき、限度額5万円 ・ 雨水貯留施設は、住宅1棟につき1基。容量200リットル以上のものとする。限度額3万円
問合せ先	建設部 河川課 TEL 0545-55-2834

◎ 富士市浄化槽設置費補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道予定処理区域外及び公共下水道予定処理区域内において、市長が必要と認める区域に自ら居住する個人の住宅へ浄化槽を設置する方 ・ 市税を完納している方 ・ その他、要件があるので問い合わせください。
補助額等	5人槽332千円～、6～7人槽414千円～、8～10人槽548千円～ (建築行為を伴わず、単独浄化槽又は汲み取り便槽から設置換えする場合は、補助金額の上乗せ有り。)
問合せ先	上下水道部 生活排水対策課 TEL 0545-55-2853 (10月1日～変更 TEL 0545-67-2850)

⑥ 高齢者や障害のある方 (P.50～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	保健部 介護保険課 TEL 0545-55-2767

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	<p>下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害者2級以上の者。※難病患者等については、下肢または体幹機能に障害があり医師が必要と認めた者。医師の意見書が必要。</p> <p>障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。</p>
補助額等	<p>市民税課税世帯：工事費用の9割 (基準額20万円)</p> <p>市民税非課税世帯、生活保護受給世帯：工事費用全額 (基準額20万円)</p>
問合せ先	福祉こども部 障害福祉課 TEL 0545-55-2911

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	福祉こども部 生活支援課 TEL 0545-55-2886

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市整備部 建築指導課 TEL 0545-55-2903

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	① 96,000円/戸以内（費用の2/3以内） ② 144,000円/戸以内（費用の10/10以内）※65歳以上のみの世帯等
問合せ先	都市整備部 建築指導課 TEL 0545-55-2903

◎ 富士市木造住宅耐震補強事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強工事（ただし耐震評点を0.3以上上げるものに限る）
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と80万円（別に定める高齢者のみ等が居住する住宅にあっては100万円）とを比較していずれか少ない額
問合せ先	都市整備部 建築指導課 TEL 0545-55-2903

◎ 富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が1.0未満のもの
補助額等	① 耐震シェルター 上限12万5千円（費用の1/2以内） ② 防災ベッド 上限10万円（費用の1/2以内）
問合せ先	都市整備部 建築指導課 TEL 0545-55-2903

◎ 富士市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	① 撤去事業 道路沿いの高さが60cmを超えるブロック塀等の撤去 ② 改修事業 避難路、避難地沿いのブロック塀等の緊急改善
補助額等	① 撤去事業 工事費と塀の長さ1mにつき8,900円を乗じて得た額とで少ない額の1/2以内（限度額10万円/1敷地） ② 改善事業 工事費と塀の長さ1mにつき38,400円を乗じて得た額とで少ない額の1/2以内（限度額25万円/1敷地）
問合せ先	都市整備部 建築指導課 TEL 0545-55-2903

◎ 富士市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

利用の条件	① 含有調査 施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査 ② 除去等工事 吹付けアスベスト・吹付けロックウールの除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	① 含有調査に要する費用の全額を補助（限度額は25万円/棟） ② アスベスト除去等工事にかかる事業費の2/3（限度額:120万円/棟）
問合せ先	都市整備部 建築指導課 TEL 0545-55-2791

◎ 富士市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物の補強計画・耐震診断（木造住宅以外）
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内（診断は上限300万円）
問合せ先	都市整備部 建築指導課 Tel 0545-55-2903

◎ 富士市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの。 ①静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 ②静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 ③土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助 802千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 597千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 4570千円（ " " ） 土地取得費補助 2060千円（ " " ）
問合せ先	都市整備部 建築指導課 Tel 0545-55-2791

◎ 災害で被害にあった方（P.53～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子補給制度

利用の条件	・ 市内に住所を有する方で住宅（マンションは除く）の浸水を防止するための住宅改良を行う方 ・ 災害救助法の適用を受けた災害、又は市長が認定した災害で住宅が滅失又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けた住宅の建設、購入、修繕を行うもの、及び災害により損害を受けた住宅の修繕を行うもの（経費10万円未満は除く。）
融資限度額	・ 浸水住宅改良のうち地盤改良等に要した経費 300万円 ・ 住宅の建設、購入に要した経費 1,400万円 ・ 住宅の修繕に要した経費 590万円
融資利率等	・ 浸水住宅改良 金融機関が定める利率で5年以内利子補給 ・ 建設、購入、修繕 融資実行日から5年間は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利以内、6年目から10年目以内はその1/2以内の利子補給
問合せ先	都市整備部 住宅政策課 Tel 0545-55-2817

⑪ 賃貸住宅関係

◎ 特定優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	特定優良賃貸住宅に入居する方で、一定の所得範囲内の方
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※団地、入居者の収入によって異なります。 ※現在、市による補助を実施している住宅はありません。
問合せ先	静岡県くらし・環境部 住まいづくり課 Tel 054-221-3081 都市整備部 住宅政策課 Tel 0545-55-2817

◎ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（建設費補助金）

利用の条件	高齢者向け優良賃貸住宅を建設する方（事前に供給計画の認定が必要となります。）
補助額等	共用部分等整備費（共同施設整備費、住宅共用部分整備費）、加齢対応構造等整備費の2/3
問合せ先	都市整備部 住宅政策課 Tel 0545-55-2817

◎ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方で一定の所得範囲内の方
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※現在、市内には補助を実施している住宅はありません。
問合せ先	都市整備部 住宅政策課 Tel 0545-55-2817

御殿場市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 御殿場市勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自己の住宅を新築、増改築又は中古住宅、宅地を購入する勤労者で市税に滞納のない方 ・ 住宅の床面積50㎡～280㎡ ・ 宅地購入330㎡以下で5年以内に建築
融資限度額	1,000万円
利子補給率	年0.5%利子補給（当初10年間）
申込窓口	労働金庫御殿場支店 TEL 0550-83-5100
問合せ先	産業スポーツ部 商工振興課 TEL 0550-82-4683

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 御殿場市太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業補助金

利用の条件	<p>【太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム ・燃料電池給湯器（エネファーム）・リチウムイオン蓄電池システム ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の住宅に補助対象機器を設置するか、これらの機器が設置された市内の新築の住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する方 ・ 市税を滞納していないこと ・ 補助金の交付は補助金対象種ごとに補助決定者につき1回限り
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム 一律5万円 ・ 太陽熱高度利用システム 一律2万円 ・ 燃料電池給湯器（エネファーム） 一律5万円 ・ リチウムイオン蓄電池システム 一律5万円 ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 一律1万円
問合せ先	環境部 環境課 TEL 0550-83-1603

◎ 御殿場市生け垣設置奨励金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地の道路に面した箇所に設置するもので、3m以上道路に面して生垣をつくる方 ・ 樹木は植栽後の高さが90cm以上あり、延長1m当たり2本以上植え込み、支柱に結束すること ・ 玉物及び低木類を使用した場合には、植栽後の高さが40cm以上であり、1m当たり2本以上2列に植え込むこと ・ 高さが50cm以上のブロック塀等との併設でないこと ・ 道路後退線又は道路予定線から住居地側に設置すること ・ 道路拡幅等により、生垣補償されていないこと等 <p>※ 事前着工した場合は、対象になりません ※ 現場によっては、申請後に対象外になる場合があります 条件に該当するか不明な場合は事前にご相談ください</p>
補助額等	延長1m当たり3,000円（限度額6万円）
問合せ先	都市建設部 公園緑地課 TEL 0550-82-4226

◎ 御殿場市浄化槽設置事業補助金

利用の条件	原則として、公共下水道事業認可区域以外及び公設浄化槽整備事業特定地域以外の地域において、専用住宅に合併処理浄化槽を新設、又は建築確認を伴わない汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ※ 御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規程等により、対象外になる場合があります
補助額等	5人槽90(330)千円、7人槽108(414)千円、10人槽132(546)千円 ()内は汲み取り便槽、又は単独処理浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	環境部 下水道課 Tel 0550-84-5111

⑥ 高齢者や障害のある方 (P.50～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 介護福祉課 Tel 0550-82-4134

◎ 日常生活用具給付等事業 (住宅改修費)

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る) を有する者であって、身体障害者手帳障害等級3級以上の者 (ただし特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者) 又は視覚障害2級以上の者。難病患者にあたっては、下肢又は体幹機能に障害がある者。 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
補助額等	用具の購入費及び改修工事費 (限度額20万円)
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 Tel 0550-82-4238

◎ 御殿場市身体障害者・高齢者住宅改造費助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方 ・ 前年度分の世帯の生計中心者の所得税額が7万円を超えない世帯 ・ (身体障害者) →身体障害者手帳の交付を受けた下肢機能障害者、体幹機能障害者又は視覚障害者で、障害程度が1から5級の方 ・ (高齢者) →65歳以上で要介護認定を受けておらず、住宅改造をしなければ日常生活に支障をきたす方
補助額等	限度額 50万円
問合せ先	健康福祉部 身体障害者 Tel 0550-82-4238 (社会福祉課) 高齢者 Tel 0550-83-1463 (介護福祉課)

◎ 御殿場市家庭内家具等転倒防止推進事業

利用の条件	市内に住所を有し、住民登録のある世帯
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、冷蔵庫、タンス、本棚、食器棚等で転倒することにより生命の危険又は身体に障害を及ぼす可能性のある家具5台まで固定 申請者負担額 <ul style="list-style-type: none"> 1台固定 2,100円（高齢者世帯等630円） 2台固定 2,400円（高齢者世帯等720円） 3台固定 2,700円（高齢者世帯等810円） 4台固定 3,000円（高齢者世帯等900円） 5台固定 3,300円（高齢者世帯等990円） <p>※ 高齢者世帯等とは、高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が世帯）、障害者1・2級（同居）世帯、介護保険要介護3以上（同居）世帯、母子（父子）世帯をいう。</p>
問合せ先	危機管理課 TEL 0550-82-4370

◎ 防災ベッド設置助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの 耐震診断により算定された耐震評点が1.0未満のもの 地階を除く階数が2以下のもの
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる防災ベッドは平成14年度に静岡県が企業と共同で開発したものとする。 市内の木造住宅に自ら居住する者（市税を滞納していない者に限る。） 補助額は防災ベッドの設置に要する費用（購入、輸送、組立及び付属品に係る費用を含む。）の5分の4の額とし、防災ベッド1台当たり20万円を限度とする。（同一木造住宅内は2台を限度とし、補助額の千円未満の端数は切り捨てる。） 防災ベッドは1階に設置しなければならない。
問合せ先	危機管理課 TEL 0550-82-4370

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯人数によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 TEL 0550-82-4239
申込窓口	御殿場市社会福祉協議会 地域福祉課 0550-70-7577

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ 御殿場市木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅
補助額等	1戸ごとに、当該事業に要する経費と基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3（高齢者等が居住する住宅にあつては、いずれか少ない額）以内の額 ※基準額 わが家の専門家診断を実施済みの場合144,000円 わが家の専門家診断を実施していない場合154,000円
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ 御殿場市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点1.0未満のものを耐震評点が1.0以上となり、かつ耐震評点が0.3以上上がる耐震補強工事
補助額等	1戸ごとに、当該事業に要する経費と50万円（高齢者等が居住する住宅にあつては70万円）を比較していずれか少ない額 ※耐震補強のPRを行う住宅に限り、補助対象限度額に15万円/戸上乗せ
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ ブロック塀等撤去事業

利用の条件	地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のある高さ60cmを超える道路沿いに面するブロック塀等
補助額等	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と基準額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、10万円を限度とする。 ※基準額 ブロック塀等の長さ1メートルにつき8,900円
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ ブロック塀等改善事業

利用の条件	緊急輸送路、避難路、避難地等に面するブロック塀等
補助額等	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と基準額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、25万円を限度とする。 ※基準額 ブロック塀等の長さ1メートルにつき38,400円
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ 御殿場市建築物等耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物及び同日において工事中であった既存建築物（既存木造住宅を除く）
補助額等	1棟ごとに、耐震診断に要する経費と別に定める基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額の2/3以内の額
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ 御殿場市木造住宅除却助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅で、耐震診断の結果が耐震評点0.3未満のものを、建替え及び住替えをするために除却工事を実施する場合
補助額等	1戸ごとに、当該事業に要する経費の23%以内の額とし、30万円を限度とする。
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ 御殿場市がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅（危険住宅） ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内で、区域の指定前から建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条で建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域で、区域の指定前から建っている住宅 ④上記①～③の区域内に建っている住宅で、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの
補助額等	・ 除去費等 1戸当たり 802,000円（限度額） ・ 建物助成費 金融機関から資金を借り入れた場合における借入金利子（年利8.5%を限度）に対し、次の額を限度とする ①移転先の土地取得 2,060,000円 ②移転先の敷地造成 597,000円 ③移転先の住宅の建設又は購入 4,570,000円
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 Tel 0550-82-4224

◎ 御殿場市家庭内家具等転倒防止推進事業（再掲、118ページ参照）

裾野市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 裾野市勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	・ 市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は土地・建物を購入する勤労者で市民税等を完納していること ・ 住宅の床面積50～280㎡、宅地購入330㎡以下（5年以内に建築）
融資限度額	1,000万円
利子補給率	年0.5%利子補給（当初10年間）
返済期間	40年以内
申込窓口	労働金庫裾野支店 TEL 055-993-8111
問合せ先	産業部 産業振興課 TEL 055-995-1857

◎ 裾野市住宅建設等促進事業補助金

利用の条件	① 市内に居住または居住予定の者で、床面積の合計が50㎡以上の住居を商工会員である市内施工業者との契約により新築および建替する工事 ② 昭和56年5月31日以前に建築された既存住宅で、TOUKAI-0の耐震補強工事を同時に行う、50万円以上の耐震工事
補助額等	① 新築工事は工事金額の10%（上限50万円） ② 耐震工事は工事金額の10%（上限20万円）
問合せ先	産業部 産業振興課 TEL 055-995-1857

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 裾野市新エネルギー機器設置事業補助金

利用の条件	市内に居住又は居住予定の者で、自己の居住する住宅に、①太陽光発電システム②太陽熱高度利用システム③蓄電池システム④燃料電池システムのいずれかを新たに設置する者。（設置前に要申請。システムは未使用品に限るほか、国補助対象機器であるなど条件有）
補助額等	① 太陽光発電システム… 4万円（3kW以上10kW未満） ② 太陽熱高度利用システム… 3万円 ③ 蓄電池システム… 10万円 ④ 燃料電池システム… 10万円
問合せ先	環境市民部 生活環境課 TEL 055-995-1816

◎ 裾野市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

利用の条件	公共下水道の認可区域外で、浄化槽を設置する方、又は単独処理浄化槽から合併浄化槽に切り替え設置する方
補助額等	5人槽から10人槽までで、17万7千円～28万8千円（人槽等により異なります）
問合せ先	環境市民部 生活環境課 TEL 055-995-1816

◎ 裾野市水洗便所改造資金融資斡旋利子補給

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ・ 個人の住宅であること。 ・ 融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる方 ・ 市税、受益者負担金、下水道使用料の滞納がない方
融資限度額	改造工事に要した費用の範囲内において、1か所につき5万円以上100万円以内（1万円単位）
償還利率等	市長が指定する金融機関と契約した利率
償還期限	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して60箇月以内
問合せ先	環境市民部 上下水道経営課 TEL 055-995-1836

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 介護保険課 TEL 055-995-1821

◎ 日常生活給付等事業

利用の条件	身体障害者手帳下肢、体幹機能障害等が3級以上の方、視覚障害2級以上の方等
補助額等	限度額20万円（自己負担金は原則1割）
問合せ先	健康福祉部 障がい福祉課 TEL 055-995-1820

◎ 重度心身障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	身体障害者手帳下肢、体幹機能障害者又は視覚機能障害1、2級の方のうち所得税額12万円以下の世帯に属する方
補助額等	限度額20万円まで
問合せ先	健康福祉部 障がい福祉課 TEL 055-995-1820

◎ 裾野市家具等転倒防止推進事業

利用の条件	① その属する世帯（門戸を一にして生活する者の単位をいう。以下同じ。）の構成員がすべて65歳以上であるもの その属する世帯が65歳以上若しくは15歳未満の者により構成されているもの ② その属する世帯の構成員のいずれかが次のア又はイのいずれかの障害により障害者手帳の交付を受けているもの ア 肢体不自由 1級から4級まで イ 視覚障害 1級から4級まで ③ その属する世帯の構成員のいずれかが療育手帳の交付を受けているもの ④ その属する世帯の構成員のいずれかが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの ⑤ その属する世帯の構成員のいずれかが介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定を受けているもの ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの												
補助額等	家具等固定実施数は最大5台までとし、固定作業に要する取り付け費用が下記表の家具等の数による取り付け費用の一定額を超える場合は、その超えた額は申請者の負担とする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">家具等の数</th> <th style="text-align: center;">申請者の負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>取り付け費用の10,000円を超える額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>取り付け費用の12,000円を超える額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>取り付け費用の15,000円を超える額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>取り付け費用の18,000円を超える額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>取り付け費用の20,000円を超える額</td> </tr> </tbody> </table>	家具等の数	申請者の負担	1	取り付け費用の10,000円を超える額	2	取り付け費用の12,000円を超える額	3	取り付け費用の15,000円を超える額	4	取り付け費用の18,000円を超える額	5	取り付け費用の20,000円を超える額
家具等の数	申請者の負担												
1	取り付け費用の10,000円を超える額												
2	取り付け費用の12,000円を超える額												
3	取り付け費用の15,000円を超える額												
4	取り付け費用の18,000円を超える額												
5	取り付け費用の20,000円を超える額												
問合せ先	環境市民部 危機管理課 TEL 055-995-1817												

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 TEL 055-995-1819

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部 まちづくり課 TEL 055-995-1856

◎ 裾野市木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が1.0未満のものを補強工事を行った後に1.0以上となる補強計画（ただし、耐震評点が0.3以上上がるもの）
補助額等	補強計画作成の費用と市が定めた基準額とを比較して少ない額の2/3以内。ただし、高齢者等が居住する住宅については当該事業に要する経費と市が定めた基準額とを比較して少ない額
問合せ先	建設部 まちづくり課 Tel 055-995-1856

◎ 裾野市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が1.0未満のものを補強工事を行った後に1.0以上となる工事（ただし耐震評点が0.3以上上がるもの）
補助額等	1棟ごとに事業費と50万円（PRを行う住宅は80万円）とを比較していずれか少ない額 ただし、高齢者等が居住する住宅については当該事業に要する経費と70万円（PRを行う住宅は100万円）とを比較して、いずれか少ない額
問合せ先	建設部 まちづくり課 Tel 055-995-1856

◎ 裾野市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の道路等に面するブロック塀を撤去又は改善する方で、市内全域を対象 ・避難路・避難地沿いの道路等に面するブロック塀を撤去及び改善する方で、市内全域を対象
補助額等	<p>① 撤去事業 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ1敷地につき10万円を限度とする</p> <p>② 改善事業 事業に要する経費の2分の1以内とし、かつ1敷地につき7万円を限度とする</p> <p>③ 避難路・避難地沿いブロック塀等の撤去及び改善事業 事業に要する経費とブロック塀等を改善する延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ1敷地につき25万円を限度とする</p>
問合せ先	建設部 まちづくり課 Tel 055-995-1856

◎ 裾野市建築物補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物で、補強前 I_s （構造耐震指標）/ E_t （静岡県構造耐震判定指標） < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画。ただし次の要件のすべてを満たすもの ①敷地面積500㎡以上 ②階数3以上 ③耐火又は準耐火建築物 ④延べ床面積1,000㎡以上
補助額等	補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額（床面積の合計により4,200,000円～6,000,000円）を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	建設部 まちづくり課 Tel 055-995-1856

◎ 裾野市建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断
補助額等	耐震診断にかかる実費と市が定める基準額（床面積等により1,000円～2,000円/㎡）を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（上限200万円）
問合せ先	建設部 まちづくり課 TEL 055-995-1856

◎ 裾野市建築物耐震化助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物で、補強前 I_s （構造耐震指標）/ E_t （静岡県構造耐震判定指標） <1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強工事。ただし次の要件のすべてを満たすもの ①敷地面積500㎡以上 ②階数3以上 ③耐火又は準耐火建築物 ④延べ床面積1,000㎡以上 ⑤耐震改修促進法による耐震改修計画又は建築基準法による全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの
補助額等	補助対象経費（補助対象経費とは、免震工法は80,000円/㎡上限、その他の工法は47,300円/㎡上限）の23%以内
問合せ先	建設部 まちづくり課 TEL 055-995-1856

◎ 裾野市非木造住宅耐震補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、補強前 I_s （構造耐震指標）/ E_t （静岡県耐震判定指標値） <1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画の作成
補助額等	計画の作成に要する費用の2/3以内（上限30万円）
問合せ先	建設部 まちづくり課 TEL 055-995-1856

◎ 裾野市非木造住宅耐震化助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、既成市街地に立地し、耐震改修促進法第6条第3号に規定される特定建築物を補強前 I_s （構造耐震指標）/ E_t （静岡県構造耐震判定指標） <1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする耐震補強工事
補助額等	補助対象経費の23%以内（補助対象経費とは32,600円/㎡上限）
問合せ先	建設部 まちづくり課 TEL 055-995-1856

◎ 裾野市がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの。 ① 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 ② 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 ③ 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除去費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 457万円（"） 土地取得費補助 206万円（"）
問合せ先	建設部 まちづくり課 TEL 055-995-1856

◎ 裾野市家具等転倒防止推進事業（再掲、123ページ参照）

伊豆市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 勤労者住宅建設資金利子補給

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に伊豆市に居住する勤労者で、市内に新しく住宅を新築(既存住宅の建替え不可)又は購入して、金融機関から住宅ローンなどを借り受けた方 ・ 所得700万円以下（同居家族含む）、市税の未納がない方 ・ 借入金が500万円以上で、返済期間5年以上の方 ・ 住宅の床面積135㎡以下（高齢者、障害者、6人以上同居の場合は、240㎡以下） ・ 他の利子補給を受けていない方 ・ 伊豆市若者定住促進住宅補助金を受けていない方
補助額等	返済開始から3年間月額3,200円補給（限度額115,200円） （市内に住民登録をする前の返済分は対象外）
問合せ先	産業部 観光商工課 Tel 0558-72-9910

◎ 狭あい道路拡幅整備事業

利用の条件	<p>次のすべての条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内の建築基準法第42条第2項該当の幅員4m未満の道路に接する土地の所有者。 ・ 後退用地及び隅切り用地を市に寄附していただくこと
補助額等	<p>上限150万円（補助金交付対象は以下のとおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路後退用地における測量調査費 2 次のアからオまでに掲げる工事費 ア 道路後退用地内にある支障物件の撤去に係る工事費 イ 道路後退用地内にある支障物件の移設に係る工事費 ウ 道路後退用地内にある支障物件の代替としてフェンス等の新設に係る工事費 エ 道路後退用地内にある埋設管等の敷設替えに係る工事費 オ 道路後退用地内の整地に係る工事費 <p>3 市への寄附をする隅切り用地</p>
問合せ先	建設部 都市計画課 Tel 0558-83-5206

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 若者定住促進補助金

<p>利用の条件</p>	<p>【住宅補助事業】 ■補助対象者 (1) 夫婦いずれかが満40歳以下の若者世帯であること。 (2) 伊豆市内に土地及び住宅又は住宅のみを購入（住宅の新築を含む。以下同じ。）した者で当該住宅に夫婦で居住していること。 (3) 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。 (4) 伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金交付要綱（平成16年伊豆市告示第22号）による利子補給金の交付を受けていないこと。 (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。 （賃貸補助事業を除く） ■補助対象住宅 (1) 平成31年12月31日までに土地及び住宅又は住宅を登記したもの（ただし、登記が完了した日から3ヶ月以内に申請したもの） (2) 居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が80㎡以上のもの 【賃貸補助事業】 ■補助対象者 (1) 婚姻届の提出から1年以内で、夫婦いずれかが満40歳以下の若者世帯であること。 (2) 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。 (3) 家賃の額（駐車場使用料及び共益費を除く）が、月3万円を超えていること。 (4) 勤務先等からの家賃補助を受けていないこと。 (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ■補助対象住宅 (1) 民間賃貸住宅の所有者（3親等内の姻族を除く）との間で賃貸借契約を締結した賃貸住宅とする。</p>
<p>補助額等</p>	<p>【住宅補助事業】 (1) 土地及び住宅を購入した場合 100万円（賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2） (2) 住宅のみを購入した場合 50万円（賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2） (3) 補助金の対象となる夫婦の子で、購入した住宅に居住する中学校就学の始期に達するまでの者に対して、1人につき、10万円 (4) 住宅ローンの金利優遇（協定締結金融機関にて） 【賃貸補助事業】 (1) 月額2万円（期間は交付の決定した月から24ヶ月）</p>
<p>問合せ先</p>	<p>総合政策部 総合戦略課 TEL 0558-74-3066</p>

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆市に居住している方、又は伊豆市に居住する予定の方で、補助事業完了時に、伊豆市に住民登録があること。 既に居住している住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を初めて設置する方、又は新築する住宅に発電システムを設置しようとする方（未使用の発電システムが設置された新築の住宅を購入しようとする方を含む。） 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。 過去に伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けていないこと。
補助額等	1 kW当たり、3万円（限度額10万円）予算の範囲内で支給
問合せ先	環境衛生課 衛生スタッフ TEL 0558-72-9857

◎ 伊豆市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業認可区域外地域において、合併処理浄化槽を新設、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 住宅用であること（別荘、マンション等は不可）。
補助額等	5人槽332(415)千円、7人槽414(517.5)千円、10人槽548(685)千円（ ）内は単独浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	建設部 上下水道課 TEL 0558-83-3901

◎ 伊豆市水洗便所改造資金融資幹旋利子補給

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 個人の住宅であること（法人は不可）。 融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる方 市税、受益者負担金、市の使用料等の滞納がない方
融資限度額	改造工事に要した費用の範囲内において、1か所につき20万円以上100万円以内（1万円単位）
償還利率等	市長が指定する金融機関と契約した利率
償還期限	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して60箇月以内
問合せ先	建設部 上下水道課 TEL 0558-83-3901

◎ 伊豆市汚水揚水ポンプ設置工事補助

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 その建築物について最初に設置するもの 下水道供用開始から6か月以内に工事が完了すること
補助額等	設置費用の30%以内で対象工事費は100万円を限度とする
問合せ先	建設部 上下水道課 TEL 0558-83-3901

⑥ 高齢者や障害のある方 (P.50～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	長寿介護課 介護保険スタッフ TEL 0558-74-0150

◎ 伊豆市重度身体障害者日常生活用具給付等

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方、又は視覚障害2級以上の方。難病患者にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合には上肢機能障害2級以上の方が対象）
補助額等	用具の購入及び改修工事費（限度額20万円）
問合せ先	社会福祉課 障害福祉スタッフ TEL 0558-72-9863

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ ※離職後2年以内及び65歳未満で就労意欲のある者。
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	社会福祉課 地域福祉スタッフ TEL 0558-72-9862

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物のうち木造住宅（木造軸組工法で、居住のために継続して利用する建物）の精密診断及び補強計画（補強前の耐震評点が0.3以上上がり、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上ある計画に限る。）の策定
補助額等	1戸ごとに、当該事業に要する経費と基準額144,000円（わが家の専門家診断事業による診断未実施の場合154,000円）とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内 ただし、以下の住宅（借家を除く。）については10/10以内。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者のみが居住する住宅 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する住宅 ・ 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する住宅 ・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ 伊豆市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	伊豆市内において、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅の耐震補強工事を行う方
補助額等	1棟ごとに当該事業に要する経費と70万円（高齢者が居住する住宅については90万円）とを比較して、いずれか少ない額
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ 伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業費助成金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が1.0未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の1階部分に設置する住宅の所有者又は使用者。 シェルター部分については65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること。
補助額等	① 耐震シェルター 補助対象経費の1/2以内(限度額12万5千円) ② 防災ベッド 補助対象経費の1/2以内(限度額1基につき10万円)
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ ブロック塀等撤去・改善事業

利用の条件	ブロック塀等の撤去及び緊急輸送路、避難路及び避難地沿いに面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事
補助額等	・ 撤去事業：1敷地につき5万円を限度とする。 ・ 改善事業：1敷地につき25万円を限度とする。
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ 建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物
補助額等	耐震診断に要する経費2/3以内（面積による限度額あり）
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ 建築物補強計画策定事業

利用の条件	・ 既存建物（延床面積1,000平方メートル以上で、かつ、原則として地上3階建て以上の耐火又は準耐火構造のものであって、既存木造住宅以外の補強計画の策定
補助額等	計画に要する経費5/6以内（面積による限度額あり）
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

◎ かけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域の住宅の除去工事に係る経費及び移転に伴い借入が生じた場合
補助額等	・ 危険住宅の除却等に要する経費（1戸当たり80万2千円を限度とする。） ・ 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下「住宅建設等」という。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の経費（建物にあっては457万円、土地取得にあっては206万円、敷地造成にあっては59万7千円を限度とし、市内に建設又は購入をする場合に限る。）
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0558-83-5206

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

伊豆の国市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 伊豆の国市勤労者住宅取得資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自分の住宅を建築、購入、増改築又は宅地を購入する勤労者であること。 ・ 市税に滞納がないこと。 ・ 床面積50～280㎡以下 ・ 宅地購入は330㎡以下で、貸付の日から5年以内に建築すること。
融資限度額	700万円 1住宅（宅地を含む。）
利率補給等	年0.35%利子補給（当初10年間）
申込窓口	労働金庫 田方支店 Tel 0558-76-5111
問合せ先	経済環境部 農業商工課 Tel 0558-76-8003

◎ 新築住宅及びリフォーム助成事業 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が市内施工業者（要・事前登録）に発注する20万円以上の新築・増改築・リフォーム等工事を対象とする。工事着手前に伊豆の国市商工会へ申請が必要。 ・ 市税に滞納がないこと。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象は、市民が市内に所有または新たに建築しようとする個人住宅 ・ 併用住宅や共同住宅は、自己の居住に供する部分（賃貸住宅を除く） ・ 工事経費の15%（新築は最高40万円、リフォームは20万円。補助額は全額、市内登録店で利用できる商品券にて支給）
問合せ先	伊豆の国市商工会 Tel 055-949-3090 経済環境部 農業商工課 Tel 0558-76-8003

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 若年世帯定住促進補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら定住（10年以上居住）することを目的に、住宅を取得したこと。 ・ 住宅の所有権を共有している場合は若年夫婦の持分が2分の1以上であること。 ・ 平成27年4月1日以降に静岡県外の市区町村から転入した若年夫婦であって、転入の日の前日まで3年以上継続して、静岡県内の市町の住民基本台帳に記録されていないこと。 ・ 平成27年4月1日以降に契約締結をした住宅であること。 ・ 住宅の延べ床面積の2分の1以上に相当する部分が、専ら自己の居住の用に供され、当該部分の床面積が50平方メートル以上であること。 ・ 市税の滞納がない者であること。
補助額等	次に掲げる額の合計とし、上限100万円を超えないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅取得価格の100分の10に相当する額（上限50万円） ・ 若年夫婦に同居する中学生以下の子がいる場合1人につき10万円
問合せ先	市長戦略部 政策推進課 Tel 055-948-1413

◎ 三世同居促進補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に子育て世帯が定住し、かつ、親世帯と同居することを目的として、住宅を取得し、または増改築したこと。 ・ 同居を開始した住宅の所有権を、子育て世帯の夫婦とその親で持分2分の1以上有していること。 ・ 平成29年4月1日以降に同居を開始したものであること。 ・ 専ら子育て世帯または親世帯の居住の用に供されていて、その部分の床面積が50平方メートル以上であること。 ・ 平成29年4月1日以降に新築または購入の契約の締結を行った住宅であること。 ・ 平成29年4月1日以降に増改築の契約の締結を行った住宅であって、その増改築工事によって三世同居対応住宅（玄関・トイレ・浴室・台所のうち、いずれか2つ以上を複数個所に備えた住宅）となったものであること。 ・ 市税の滞納がない者であること。
補助額等	住宅取得価格（契約の金額から専ら自己の居住の用に供さない部分に係る金額に相当する額を除く）の100分の10に相当する額とし、30万円を超えないものとする。
問合せ先	市長戦略部 政策推進課 Tel 055-948-1413

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ （住宅用）新エネルギー設備整備事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー設備整備事業を行う次の要件のいずれも満たす事業者伊豆の国市内に所在する住居に新エネルギー設備整備事業を行う者であること。 ・ 自ら居住（賃貸借による居住を除く。）をする住居に新エネルギー設備整備事業を行う者であること。 ・ 新規に新エネルギー設備を設置しようとする者であること。 ・ 市から新エネルギー設備（設置しようとする新エネルギー設備の種類が同じ場合に限る。）の購入又は設置について補助金の交付を受けたことがない者であること。 ・ 市税の滞納がない者であること。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム 補助対象事業に要する経費の10分の1以内とし、2万円に太陽光発電システムを構成する太陽電池の公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（当該額が6万円を超えたときは6万円）を上限 ・ 強制循環型太陽熱利用システム 補助対象事業に要する経費の10分の1以内とし、1万5千円を上限
問合せ先	経済環境部 環境政策課 Tel 0558-76-8002

◎ 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 新規に合併処理浄化槽を設置する方又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えをする方。 伊豆の国市内であって、次のいずれかに該当する区域が補助金の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> 伊豆の国市公共下水道全体計画区域外の区域 伊豆の国市公共下水道全体計画区域内の区域であって、平成38年までに公共下水道の整備が見込まれない区域 住宅用であること（別荘、マンション等は不可）。
補助額等	5人槽166(206)千円、7人槽207(257)千円、10人槽274(342)千円（ ）内は単独処理浄化槽から設置替えの場合
問合せ先	都市整備部 下水道課 TEL 055-948-2920

◎ 生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 処理区域内に住宅を所有し、その住宅に居住している生活扶助世帯 くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事
補助額等	192千円
問合せ先	都市整備部 下水道課 TEL 055-948-2920

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	市民福祉部 長寿福祉課 TEL 0558-76-8009

◎ 日常生活用具給付等事業（伊豆の国市障害者等の住宅改修費給付事業）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者 体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が1級から3級までの者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の程度が1級及び2級の者（特殊便器の取付を行う者に限る。） 視覚障害の程度が1級及び2級の者 上記に掲げる者と同程度の難病患者である者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額 非課税世帯においては100分の100 100分の90に相当する額が18万円を超えるときは18万円を限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円
問合せ先	市民福祉部 障がい福祉課 TEL 0558-76-8007

◎ 家庭内家具等固定推進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者のみで構成されている世帯 ・ 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の級別が1級又は2級の者に限る。）と同居する世帯 ・ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者（障害の程度がAの者に限る。）と同居する世帯 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（障害等級が1級又は2級の者に限る。）と同居する世帯 ・ 介護保険法第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者と同居する世帯
補助額等	家具6台まで市が負担
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	福祉事務所 暮らし相談窓口 TEL 0558-76-8012

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅の精密診断及び補強計画の策定。ただし、補強により耐震評点が0.3以上上がり、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上となること。
補助額等	<p>1棟ごとに、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。ただし、以下の住宅（借家を除く。）については10/10以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者のみが居住する住宅 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する住宅 ・ 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する住宅 ・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

◎ 木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を耐震補強する工事。ただし、補強により耐震評点が0.3以上上がり、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上となること。
補助額等	60万円/棟まで ただし、以下の住宅（借家を除く。）については20万円を上乗せ。 ・65歳以上の者のみが居住する住宅 ・身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する住宅 ・介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する住宅 ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅 ※耐震補強工事を行う際、耐震補強工事のPR看板の設置などのPR活動に協力する住宅には補助額15万円を上乗せ
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

◎ ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	ブロック塀等の撤去又は緊急輸送路、避難路、避難地等沿いに面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事
補助額等	・撤去事業：事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の1/2以内。10万円/1敷地までを限度とする。 ・改善事業：事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の1/2以内。25万円/1敷地までを限度とする。
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

◎ 建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物
補助額等	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

◎ 建築物補強計画策定事業

利用の条件	次の要件の両方を満たす建築物であって、倒壊の危険性があると判断されたもの。 ・災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ・延べ床面積が1,000 m ² （幼稚園、保育所にあっては500 m ² ）以上であり、かつ、原則として3階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きく、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導を受けた建築物
補助額等	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。
問合せ先	総務部 危機管理課 TEL 055-948-1482

◎ 家庭内家具等固定推進事業 (再掲、135ページ参照)

◎ がけ地近接危険住宅移転事業

<p>利用の条件</p>	<p>現に居住している住宅であって、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域が指定された際にその区域に存していた住宅若しくは建築工事中であった住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が各種法令に基づく是正勧告等を行ったもの ア 静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 イ 同条例第10条の規定により建築を制限している区域 ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p>
<p>補助額等</p>	<p>危険住宅の除却等に要する経費：1戸当たり80万2千円を限度 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額：建物にあつては457万円、土地取得にあつては206万円、敷地造成にあつては59万7千円を限度</p>
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 危機管理課 Tel 055-948-1482</p>